

足立区在宅避難に努めるマンションへの防災備蓄品購入助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時において区が推奨する在宅での避難に努める一定規模以上のマンションを支援するため、防災備蓄品の購入に係る経費の一部を区が助成することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定めるところによるほか、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災備蓄品 災害時における在宅避難のための備蓄品で次の品目をいう。
 - ア 保存水 賞味期限が5年以上である保存容器入りの水をいう。
 - イ 携帯トイレ 洋式便器に取り付けた袋の中に用を足し、凝固剤又は吸水シートを用いて排せつ物を処理する非常用のトイレをいう。
- (2) マンション 建築基準法上の用途が共同住宅又は寄宿舎である建物をいい、公共的な賃貸住宅（国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び東京都住宅供給公社が管理運営する賃貸住宅をいう。）を除く。
- (3) 管理組合 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。
- (4) 助成対象経費 防災備蓄品の購入に要した費用から消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税額をいう。）を除いた額をいう。

(助成対象マンション)

第3条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の対象となるマンション（以下「助成対象マンション」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、区長が特に必要と認めたものについては、この限りではない。

- (1) 足立区内に存するマンションであること。
 - (2) 建物規模として、住戸数が50以上又は地階を除く階数が6以上であること。
 - (3) 防災備蓄倉庫が設置されていること。
 - (4) 新耐震基準を満たしているマンション（昭和56年6月1日以降に建築確認を受け、かつ、検査済証の交付を受けているもの又は旧耐震基準の建築物で、耐震診断又は耐震改修により新耐震基準への適合が確認されたマンションをいう。）であること。
- 2 助成対象マンションの建築基準法上の用途が寄宿舎である場合の前項第2号の規定については、同号中「住戸数」を「住室数」と読み替えることとする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けられる者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当し、災害発生後の在宅避難に備えて備蓄品を購入する者とする。

- (1) 分譲マンションにあつては、管理組合
- (2) 賃貸マンションにあつては、建物所有者又は当該マンションを管理運営する事業

者

(助成金の額)

第5条 助成金の交付額は、次の各号による。

- (1) 助成対象経費に3分の2を乗じた額と助成対象マンションの住戸数に8,000円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、助成対象マンションの住戸数が100戸を超える場合における助成金額の上限は、800,000円(100戸相当分)とする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、助成金は、当該年度における予算の範囲内で交付する。
- (4) 助成金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(助成の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、防災備蓄品を購入する前に、助成申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出するものとする。

- (1) 案内図
 - (2) 助成対象マンションの住戸数及び階数を確認できる書類
 - (3) 居住者用の防災備蓄倉庫が設置されていることを確認できる書類
 - (4) 新耐震基準を満たしているマンションであることを確認できる書類
 - (5) 防災備蓄品の購入予定品目、数量、金額等を確認できる見積書
 - (6) 助成対象マンションの所有者を確認できる書類
 - (7) 助成申請者本人であることを確認できる書類
 - (8) その他区長が必要と認める書類
- 2 この要綱に基づく助成金の交付を過去に受けている同一の助成対象マンションであるときは、助成申請することができない。

(助成の内定通知)

第7条 区長は、前条第1項の規定による助成の申請を受けた場合、当該申請に係る書類を速やかに審査し、必要に応じて行う現地調査等により、助成の要件を満たすと認めたときは、助成の内定及び助成金の予定額を決定し、助成内定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の審査の結果、助成の要件を満たしていないと認めたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(変更及び取下げ)

第8条 前条第1項の規定による助成の内定通知を受けた者(以下「助成内定者」という。)は、内定を受けた内容を変更するときは、助成内容変更申請書(第3号様式)により区長に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の審査の結果、内定を受けた内容の変更を適当と認めたときは助成内容変更承認書(第4号様式)により、不適当と認めたときはその旨を助成内定者に通知するも

のとする。

(助成金の交付申請)

第9条 助成内定者は、防災備蓄品の購入を行った後に助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書(第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出するものとする。

- (1) 防災備蓄品購入費用の支払いを証する書類
- (2) 購入した防災備蓄品の保管状況が分かる写真
- (3) その他区長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第10条 区長は、前条の規定による助成金の交付申請を受けた場合、当該申請に係る書類の内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書(第6号様式)により助成内定者に通知するものとする。

2 区長は、前項の審査のほか、必要に応じて現場検査をすることができる。

(助成金の交付請求)

第11条 助成金の交付決定を受けた者(以下「助成金交付決定者」という。)は、助成金交付請求書兼口座振替依頼書(第7号様式)を区長に提出し、助成金の交付請求を行うものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、助成金を速やかに交付するものとする。

(内定及び交付決定の取消し等)

第12条 区長は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、助成の内定及び助成金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 助成内定者又は助成金交付決定者が偽りその他不正の手段により助成の内定又は助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成内定者が助成の内定を受けた日より前に当該内定に係る防災備蓄品の購入を行ったことが認められたとき。
- (3) その他この要綱の規定に反する等区長が助成金の交付を不相当と認めるとき。

2 区長は、前項の規定により助成の内定及び助成金の交付決定を取り消したときは、助成内定・助成金交付決定取消通知書(第8号様式)により、当該内定及び交付決定を受けた者に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した助成金があるときは、当該助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

4 前項により助成金の返還を求められた者は、直ちに、助成金を返還しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付則(7足都開発第876号 令和7年6月30日 区長決定)

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。